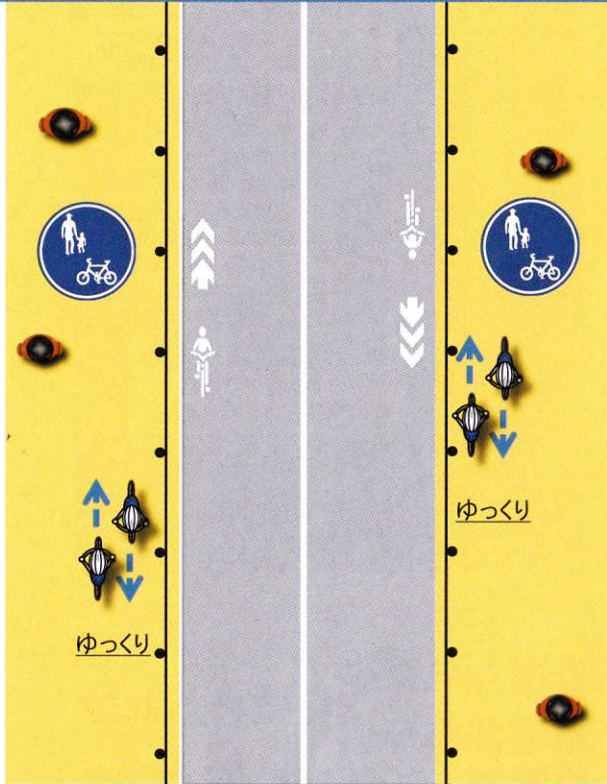



**車道通行が危ないと感じたときは、  
自転車は歩道を通行することができます**

ただし、**ゆっくり**、**車道寄り**を通行してください！



自転車ナビマークのある道路でも

- ①この道路標識  が設置された歩道
- ②車道を通行することが危険であると認められる方
  - ・13歳未満の方
  - ・70歳以上の方
  - ・身体の不自由な方
- ③安全のため歩道通行がやむを得ないときは、自転車で歩道を通行することができます。その際は、車道寄りを徐行し、歩行者の通行の妨げとなるときは、一時停止しなければなりません。

Q. そもそも、**自転車ナビマーク** 自転車ナビライン  
ってなに？

A. 自転車の走行位置を示すマークのことです



主に交差点とその付近に  
あります 車道の左側端にあります



**自転車安全利用五則**

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
  - 飲酒運転禁止 ○ 二人乗り運転禁止
  - 並進走行禁止 ○ 夜間はライトを点灯
  - 信号無視禁止 ○ 一時停止
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

2018.10版



自転車は  
**自転車ナビマーク**  
**自転車ナビライン**の上を  
走りましょう



警視庁